

## 国公関連労働組合連合会(国公連合)

中央執行委員長 武藤 公明氏

### 1. 組織について

一貴組織の概要や発足の経緯について、お聞かせください。

【武藤】国公連合は、国の機関（府省庁及び出先機関）や独立行政法人、政府関係法人、在日米軍基地で働く労働者で組織する組合など、オブザーバー加盟組織を含め、11構成組織、約64,000人で組織された公務職場で働く仲間が参加する労働組合です。

発足の経緯は、1996年に第2次橋本内閣のもとに設置された行政改革会議により1府22省庁から1府12省庁に再編する中央省庁再編や実施部門の独立法人化が進められました。当時はナショナルセンターである連合へは、旧総評系の全農林や全財務などは国公総連として、旧同盟系の国税労組や税関労組などは単独で加盟していました。早く激しく構造改革が進められるなか、この変革に対応していくパワーをつけるため、21世紀のはじまりに新たな産別組織を立ち上げる必要があり、国公関係労組の大同団結ならびに連合加盟一本化を目指し、2001年10月26日に国公連合が発足しました。

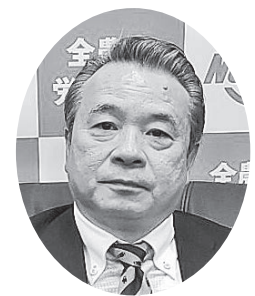
一組織率はどのくらいでしょうか。

【武藤】組織の強化・拡大は喫緊の最重要課題と位置づけ、各構成組織で加入促進に全力を挙げていますが、組織率は加盟構成組織ごと、また職場、職域、ブロック間によっても異なりますので、国

公連合全体としては算出していません。労働組合への加入はオープンショップですので、コロナ禍に対面での活動ができず、組織化が進められなかったことは痛手でした。とくに中央省庁はなかなか組織化が進みません。また、正規職員の組織化も厳しいなか、非正規職員の組織化は同様かそれ以上に厳しくなっています。

最近では、若い方を中心に労働組合の必要性を感じていない人も多くなっています。私は1981年に農林水産省の出先機関に入り、同時に全農林にも加入しましたが、当時は“鉛筆一本、長靴一足”など、業務に必要な消耗品などを要求しなければならぬほど、環境が整っていませんでした。そのため、要求すべきことも獲得したのも多く、組合活動の意義を実感しやすかった面がありましたが、今はそのような困りごとは少なくなっていることが背景にあるのではないかと思います。

さらに、完全週休2日制を民間よりも先に官で実施するとともに、夏季休暇や育児・介護休暇の新設など、今でいう働き方改革（かつては労働時間短縮）に向け積極的に取り組むと同時に、これらの制度が各職場できちんと取得できるように関係当局に働きかけてきました。このように、労働組合があるからこそ使用者側と話し合うことができるのですが、先ほどの消耗品などの話と同様に、



国公連合  
中央執行委員長  
武藤 公明氏

処遇や労働条件も当たり前のことになってしまい、わざわざ労働組合に結集しなくてもいいと感じている人も一定数みられます。

—ジェンダー比率はいかがでしょうか。

【武藤】組合員における女性の比率は24.8%です。以前は、そもそも女性職員の採用人数が少なかったのですが、採用人数が増えてきたため、組合員の比率も上昇してきました。一方、組合役員比率となるとなかなか厳しく、女性中執は全駐労、政労連、全財務で各1名ずつ、合計3名にとどまっています。連合では「女性組合役員比率30%」という目標を立てていますが、PSI(国際公務労連)の目標は50%であり、世界の標準からすれば日本はまだまだ遅れています。私は九州出身で10年以上単身赴任をしていますが、これに象徴されるように、組合役員の働き方も女性の活躍を阻んでいる要因なのかもしれません。

## 2. 運動方針

—現在の運動方針について、その内容や背景を教えてください。

【武藤】昨年の大会で確認した運動方針について、ポイントとなる内容をお話しします。まず一つは、「賃金、労働条件の改善」です。現在、国家公務員の労働基本権には制約があり、団結権と団体交渉権は保障されている(編注:ただし、警察職員など団結が禁止されている職種もあり、また、当局と交渉はできるが団体協約を締結する権利は有しないこととなっている)ものの、団体行動権(スト権)はありません。国家公務員の給与は、この労働基本権制約の代償措置として、人事院勧告制度により定められています。この制度の基本的な流れは、毎年「職種別民間給与実態調査」が企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の事業所を対象に実施され(4月下旬~6月中旬)、それをもとに官民比較、配分の決定、人事院勧告(8月上旬)と進みます。これを受けて秋の臨時国会で給与法改正案が提出され、給与の改定、賃金の決定となります。そのため、春闘期、人事院勧告期、確定期の3つの闘

いとなります。なお、独立行政法人や政府関係法人とは自律的労使関係にあるため、春闘期に交渉・決着を目指して取り組みを強化しています。

—昨年(2023年)の人事院勧告では、国家公務員の給与改定が約30年ぶりの高水準となりましたが、どのように受け止めておられますか。

【武藤】昨年の人事院勧告は、月例給を平均3,869円(0.96%)、特別給(ボーナス)を0.10カ月引き上げるという内容でした。しかし、物価高騰下での組合員の厳しい生活実態を踏まえると、納得のいく水準とはいえません。

また、公務員の賃金は、翌年の中小地場の労働条件に影響します。公務員の給与が上がらなければ、中小地場の給与も上がりにくく、逆に公務員の給与が上がれば中小地場の後押しになります。日本経済をよくするためには、全体的な底上げが必要であり、そのためには中小地場の賃上げが必須だと思いますので、この観点でも賃金の引き上げは重要な運動の柱といえます。

この人事院勧告に関連して、注意が必要だと思っている動きがあります。それは、国民が物価高に苦しむ中で特別職の増額は不適切との野党からの指摘を踏まえ、首相と閣僚は増額分の一部を国庫に自主返納しました。さらに、与党のほか、立憲民主党や国民民主党などでも国会議員の期末手当(ボーナス)の増額分を寄付する方針が示されました。たとえ首相であろうとも、第三者機関である人事院が勧告して給与法改正案が成立したのですから、それに従わなければ、この制度自体がおかしくなってしまいます。また、これまでの歴史を踏まえると、まず首相や議員から給与の削減が始まり、指定職や特別職、管理職と進み、最後には一般職にも削減の流れがくるので、組合員への影響が懸念されます。公務員の給与を政争の具に決してさせてはなりません。

また、2023年の人事院勧告と同時期に「公務員人事管理に関する報告」のなかで「社会と公務員の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)」の骨子が発表されました。人材確保、組織パフォーマンスの向上、働き方やライフスタ

イルの多様化への対応に向けて、様々な立場から納得感のある、分かりやすくインクルーシブ（包括的）な体系を目指そうというのですが、ここに労働組合の立場で意見を反映させられるよう、協議・交渉を強化しているところです。

—ほかに運動のポイントや課題と感じておられることについてお聞かせください。

【武藤】「定員削減計画への対応」も大きな課題です。2014年に「国の行政機関の機構・定員に関する方針」が閣議決定され、対基準年度末定員比で毎年2%（5年・10%）以上の合理化を進めてきました。これは国家公務員の定員削減ですが、同じように地方公務員も削減されてきました。日本では、国や地方自治体の財政再建のために人員（公務員）を削減する、民間でいうリストラが進められてきたのです。

諸外国（先進国）と比べても、日本の公的部門の職員数は少なくなっています。人口1,000人あたりの中央政府職員でみると、日本は2.92人ですが、アメリカは4.42人、フランスは23.5人、イギリスは6.12人、ドイツは3.22人などとなっています。日本のこのような人員体制では、日常の公共サービスも職員一人ひとりの負荷が大きくなるばかりでなく、東日本大震災や今年の能登半島地震のような激甚災害が起こったときには公共サービスが麻痺してしまう懸念さえあります。平時から、公共サービスにはある程度の余裕をもった人員配置が必要であり、過去の閣議決定を見直す時期にきていると考えています。現在、内閣人事局は次期の定員削減計画の策定に入っていますので、政党とも連携しながら、要請を進めています。

このほか、「労働基本権の確立」もポイントです。ILOから日本政府にたいして勧告もおこなわれていますが、公務員に労働基本権をいかにして取り戻すかというのは我々の悲願であり、今年6月のILO総会にも提起する予定です。ILOの勧告を満たした労働基本権の確立に向けて、連合や公務労協と連携・協力しながら取り組んでいきます。

また、先ほどお話した組織化とも関連しますが、「組織の強化・拡大」は最大の課題です。コ

ロナ禍にはできませんでしたが、毎月一回、公務労協と一緒に、霞が関や虎ノ門で出勤の時間帯にウェットティッシュを配布するといった取り組みもおこなっています。さらに、個人加盟の労働組合（国公ユニオン）を2004年に結成し、連携して組織化を進めています。

### 3. 国際公務労連(PSI)をつうじた運動

—2023年10月にPSIの第31回世界大会がジュネーブで開かれました。貴組織からはどのような発言や提起をされましたか。

【武藤】今回の世界大会では、国公連合から2名が代議員として発言しました。まずは第一号決議案「第7.5章 国家行政」に賛同・補強する趣旨で、税関労組より発言しました。具体的には、コロナ禍において、人員不足の中で自身も感染のリスクにさらされながら対応をおこなったヘルスケア産業に従事する労働者と同様に、税関で働く職員も、マスク・防護服の感染対策を講じながら限られた人数で水際対策への対応を行ったことを述べ、連帯の意を表しました。

また、もう1名からは、財務関係の部署において、いずれの職場も業務に見合う人員が配置されていないこと、これによって慢性的な超勤を余儀なくされて心身に不調をきたし休職する人がいること、休職者のかわりにきた人もまた超過勤務になること、という負の連鎖を示し、人員不足への対応の必要性について発言しました。

—2. どうかかった内容とも関連しますが、公共サービスの職場での人員不足は大きな問題だと思います。このほか、世界大会で印象に残ったことはおありでしょうか。

【武藤】私も世界大会に参加しましたが、国による考え方の違いを改めて感じた大会でした。たとえば、LGBTQ+に関連する討論の際、ある地域の国から反対の趣旨の発言があり、採決はボイコットして会場を出ていくということがありました。反対意見であったとしても、採決の場にいたというだけで、帰国後に批判されたり、ひどい場



合には自身の身に危険が及ぶような懸念があったのかもしれませんが。日本はこのような心配をする必要はなく、平和憲法のもとに基本的人権が保障され、我々は主義主張ができ、労働運動も集会もおこなうことができます。これは日本にいと当たり前のように思われますが、世界ではそうではない国々があるということ、あらためて実感しました。同時に、日本の平和憲法をしっかり守っていかなければという思いを強くしました。

## 5. ジェンダー平等

一貴組織の取り組みについてお聞かせください。

【武藤】連合本部の方針をふまえ、ジェンダー平等推進委員会を設置し、職場の課題等の抽出や人事院との交渉・協議を通じて解決・改善を図ることとしています。また、国公連合の機関運営に女性組合員が積極的に参画できるよう環境整備に努めるとともに、構成組織における女性役員の比率を上げることが重要です。

また、ユース層等を対象とした研修会「さんかくスクエア」を開催し、構成組織間の情報交換・交流をおこなっており、ジェンダー平等・多様性推進に関する学習等にも取り組んでいます。コロナ前までは一泊二日で、各構成組織から集まって学習と交流をおこなっていましたが、コロナ禍は実施できず、昨年、日帰りでの取り組みを再開し、今年は30名程度の参加により宿泊型に戻して実施します。

## 6. 政策制度要求

一とくに重要と思われる政策についてお聞かせください。

【武藤】私は連合の執行委員、政策委員会の副委員長も務めています。第213回通常国会に四半世紀ぶりの“農政の憲法”とされる「食料・農業・農村基本法」改正案が提出されます。連合も重点法案として対策を強化しています。

この改正は、ロシアによるウクライナ侵攻や気候変動などを背景に、食料安全保障を強化するためのものであり、法律の基本理念に「食料安全保障

の確保」を新たに加えたうえで、農産物や農業資材の安定的な輸入を図るほか、農業法人の経営基盤の強化やスマート技術を活用した生産性の向上に取り組んでいくとしています。また、食料不足への対応を盛り込んだ新たな法案では、政府が食料がひっ迫する事態を未然に防ぐ必要があると判断した場合、内閣総理大臣をトップとする対策本部を設置し、コメや小麦、大豆など重要な品目や関連する資材の確保すべき数量を設定したり、生産者に生産の拡大を要請したりできるとしています。

「食料の安定供給」という意味では、食料自給率をいかに伸ばすかが課題であり、この間、自給率の目標は45%でしたが、37～38%が続き、目標に届いていません。また、スマート農業自体は否定しませんが、規模の小さいところには難しいので、担い手が農業を続けられるよう、付加価値や必要経費分の負担を消費者に認めてもらうということが重要です。つまり、「安心、安全」な食料にはそれに見合うコストが必要であるということについて、国民にたいする啓発が必要だと思えます。さらに、超少子高齢化が進むなか、農業の担い手・人材確保の問題があります。これは、外国人労働者の問題などもかかわってくる大きなポイントです。

また、震災などに備えて、国民の命にかかわることでもありますので、国が回転備蓄を整備することが必要だと考えています。東日本大震災のときに10日間ほどボランティアに行きましたが、無洗米が備蓄されていれば、配給や給水車によってペットボトルの水でそのまま炊くことができます。無洗米を一定程度備蓄し、賞味期限が切れる前に子ども食堂や学校給食に利用するといった形にすれば回転備蓄が成り立ちます。そのために予算をつけたり、ブロックごとに備蓄基地をつくらしたりする、といった議論も必要ではないかと思っています。

### 経 歴

#### 武藤 公明 氏

2012年7月 全農林労働組合中央本部入り

2020年7月 全農林中央執行委員長就任

2020年10月 国公連合中央執行委員長就任  
〔全農林中央執行委員長（兼務）〕

（インタビュー日：2024年3月5日）